

令和 7 年 度

仕 様 書

件 名 (仮称)神根総合運動公園整備工事(その1)

場 所 川 口 市 木 曽 呂 ほ か 地 内

設計の概要

敷地造成工	1.0	式
植栽工	1.0	式
公園施設整備工	1.0	式
園路広場整備工	1.0	式
遊戯施設整備工	1.0	式
屋外運動施設 1 整備工	1.0	式
屋外運動施設 2 整備工	1.0	式
付帯工	1.0	式

備 考(起工理由他)

--

建設リサイクル法対象建設工事の種類

■ 建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)

川口市土木工事共通仕様書

(趣旨)

第1条 この共通仕様書は、川口市建設工事請負契約基準約款または川口市上下水道局建設工事請負契約基準約款、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この共通仕様書は、川口市が発注する土木工事（土木一式、舗装、造園または管。以下「土木工事」という。）に適用する。

(地場産業の振興)

第3条 地場産業の振興のため、使用材料については市産品企業・製品リストを確認し、市産品を活用すること。市産品企業・製品リストは、市ホームページに掲載の「公共工事における川口市産品の活用促進について」最新版を確認すること。

(下請負)

第4条 受注者は、下請契約を締結する場合は、極力市内業者に発注すること。

2 受注者は、前金払及び請負代金を受領したときは、極力1ヶ月以内のできる限り早い時期に下請負人へ支払うこと。

3 受注者は、建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金額内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示しなければならない。

4 受注者は、下請契約の締結後、施工体制に関わる書類（施工体制台帳等）を速やかに提出し、施工体系図を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げ、適切な施工体制を明確にし、一括下請の疑義が生じないよう努めなければならない。また、監督員より一括下請負の疑義に関する書類提出およびその点検を求められた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

5 受注者は、下請契約を締結しない場合は、工事記録によりその旨報告すること。

(コリンズ登録)

第5条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、コリンズの登録を行うこと。なお、コリンズの登録申請を行う時期は次の通りとする。

受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

完成時：工事完成検査結果通知後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

訂正時：適宜登録機関に登録申請を行うこと。

契約内容（請負金額、工期）及び配置技術者に変更があった場合は、変更登録を行うこと。

- 2 変更契約前請負代金額が500万円未満の工事が、変更契約により変更後請負代金額が500万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。

（労災保険）

第6条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

（使用機械）

第7条 低騒音型低振動型建設機械を優先に使用すること。

（保安及び安全管理）

第8条 受注者は、工事施工箇所の道路状況等に応じ、歩行者、車輛等の通行に支障のないよう必要な資格を有する交通整理員を適切に配置することのほか、高齢者、障害者の安全を確保できるよう配慮し、交通事故防止及び交通障害防止に万全を期すこと。

- 2 受注者は、交通事故、交通障害及び紛争等が生じたときは、直ちに監督員に報告し、その解決に努めること。
- 3 受注者は、現場状況に応じ、やむを得ず交通整理員の配置計画を変更する場合は、事前に監督員と協議すること。

（工事看板の改善）

第9条 国土交通省道路工事保安施設設置基準による「路上工事看板設置関連通達改正のポイント」に基づき、道路利用者の立場に立った路上工事看板の設置改善に努めること。

（過積載の防止）

- 第10条 受注者は、積載重量制限を超えて工事用資材等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 2 受注者は、違法改造車両等（さし枠装着車両等）および目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - 3 下請負人および資材納入業者の契約にあたって、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。
 - 4 下請負人及び資材納入業者を選定するにあたって、交通安全に関する配慮に欠ける業者を選定しないこと。
 - 5 以上のことについて、下請負人及び資材納入業者を指導すること。

（資源有効利用促進法に係る注意事項）

第11条 本工事に伴って発生する産業廃棄物、発生土等は、建設リサイクル法等に基づく提出書類一覧により、仮置き場、処分先を明確にし、適切に処理しなければならない。

- 2 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、コブリス・プラスの登録を行い、本工事に係る再生資源利用[促進]計画書及び登録済確認書（計画書用）

を施工計画書に含め、各 1 部提出し、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、計画の実施状況（実績）について、工事完成後速やかに再生資源利用[促進]実施書及び登録済確認書（実施書用）を各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存すること。

3 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを提出すること。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同様に写しを提出すること。

4 排出業者が建設廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

（1）紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、提出した一覧表と差異がないか確認を受けること。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

（2）電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受けること。また、工事検査時には受渡確認票および一覧表を提示しなければならない。

（建設リサイクル法に係る注意事項）

第 12 条 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。

以下「建設リサイクル法」という。）適用対象建設工事は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の基準以上のものとする。

対 象 建 設 工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額（消費税含む）1 億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額（消費税含む）500 万円以上

2 受注者は、「建設リサイクル法」に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化するための施設に搬入する場合は、適正な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものである。

3 受注者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した「分別解体等の計画等」（別表 3）を作成し発注者に説明をしなければならない。なお、この様式は施工前に提出するものとする。

4 受注者は、契約前に「建設リサイクル法」第 13 条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号。）第 4 条に基づき、以下の項目を記載した「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」を作成し、提出しなければならない。なお、提出された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」

は発注者の確認を得た後、工事請負契約書に綴りこむものとする。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

5 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「建設リサイクル法」第18条第1項に基づき、以下の事項等を「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受注者は同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

6 受注者は、工事の施工にあたっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図らなければならない。

(仮称)神根総合運動公園整備工事（その１） 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、上記工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休2日制モデル工事)

第2条 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）によるものとする。試行要領は、市ホームページで確認すること。

(情報共有システムの活用)

第3条 当初設計金額60,000千円以上の土木工事（配水管布設工事については80,000千円以上）または受注者が希望する土木工事については、情報共有システムを活用するものとする。ただし、工事の内容や規模等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

試行の実施は、川口市土木工事情報共有システム試行要領によるものとする。試行要領は、市ホームページで確認すること。

(電子納品の実施)

第4条 当初設計金額60,000千円以上の土木工事（配水管布設工事については80,000千円以上）または受注者が希望する土木工事の成果品は、「川口市電子納品運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づく電子データによる納品（以下「電子納品」という。）を行うものとする。なお、ガイドラインに基づき、電子納品の対象となる書類の紙提出は要しない。ガイドラインは、市ホームページで確認すること。

2 受注者は、発注者が電子データで提供した貸与図書について、発注者の許可なく第三者に提供してはならない。また、必要がなくなった場合は直ちに破棄すること。

(建設廃棄物の再資源化等)

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算要件を設定しているが費用等については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
コンクリート	川口アスコン リサイクルセンター	川口市本蓮4-1-18
アスファルト・コンクリート	川口アスコン 新郷工場	川口市江戸袋2-4-18

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないが、原則として再生資源化施設へ搬出すること。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設発生土の搬出)

第6条 建設発生土は、下記に示す(株)建設資源広域利用センター(以下UCRという)の受入地への搬出を想定しているが、搬出に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告すること。また、別の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ることとし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらず、当初想定していた建設発生土の処理により難しい場合は、協議の上設計変更の対象とする。

- ・受入地の名称と所在地 さいたま市緑区寺山 さいたま市緑区寺山303
- ・土質及び処分量 改良土 約8,000m³
- ・受入期間 令和8年1月～令和9年6月

- 2 UCR搬出前に地質分析試験(溶出試験28項目、含有量試験11項目)を行うものとする。また、地質分析試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則5,000m³ごとに1回実施し、試料は1検体について5箇所から採取すること。(5地点混合方式)
- 3 UCRの利用にあたっては、受注者はUCRに土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。なお、実施にあたっては、監督員の指導を受けるものとする。
- 4 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例(埼玉県土砂条例)に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出すること。
- 5 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。ただし、搬出先が市内の場合は不要とする。
- 6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託する場合は、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- 8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出した場合は、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(舗装版切断時に発生する濁水の処理)

第7条 舗装版切断時に発生する濁水は、下記に示す中間処理施設への搬出を想定しているが、別の施設を選定する場合は、受入条件等を確認した上で、事前に監督員の承諾を得ること。また、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらず、当初想定により難しい場合は、協議の上設計変更の対象とする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 約3.6 m³
- ・中間処理施設 戸田市笹目北町14-17 日興サービス㈱
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融を含まず）

- 2 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理すること。
- 3 受注者は、川口市土木工事共通仕様書第11条を遵守すること。
- 4 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 5 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(人工芝舗装)

第8条 本工事で使用するロングパイル人工芝は、国内生産品であり、(公益財団法人)日本サッカー協会(以下JFA)ロングパイル人工芝検査実施マニュアルによる製品検査が完了し、製品検査完了書の交付を受けた製品を使用すること。

また、熟練性の観点から、国内施工実績としてJFA公認サッカーグラウンドとして10件以上の施工実績を有する製品とすること。

2 当施設における夏期の熱中症対策として使用するロングパイル人工芝はパイルに温度上昇抑制機能効果のある人工芝を使用すること。

3 品質保持のため、本工事に使用するロングパイル人工芝は下表に定める仕様を全て満たす事とし、本工事受注者は材料承認願い及びサンプルを提出し、監督員の承諾を得ること。

	項 目	規 格
人工芝	材質	ポリエチレン
	製法	モノフィラメント
	厚み	360ミクロン(±10%)
	芝葉織度	13, 200d t e x (±10%)
	芝葉引張り強度	20ニュートン 以上
	芝葉形状	扇形
	色	緑系2色混織
	長さ	65mm(±10%)
	充填厚	40mm(±10%)
	充填珪砂	特殊調整珪砂
	充填チップ	黒ゴムチップ
	バックング	ポリウレタン
	芝葉温度上昇抑制	日射反射性能
	製造場所(タフト・バックング)	国内工場生産品
実績	国内実績	100万㎡以上(同一製品)
環境面	マイクロプラスチック対策	環境省ETV事業実証実験完了製品

(その他)

第9条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

専任特例監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「専任特例監理技術者等」という。）及び専任特例監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）並びに監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めるものとする。

(専任特例1号における専任特例監理技術者等の配置等)

第2条 川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領（以下、「要領」という。）に規定する専任特例1号における専任特例監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 請負代金額が1億円（建築一式工事にあつては2億円）未満の工事であること。

(2) 連絡員を配置すること。

(3) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的かつ恒常的な雇用関係を要さなくてもよいものとする。

(4) 建設工事の工事現場間の距離は、同一の専任特例監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であるもの。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(5) 下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(6) 当該工事現場の施工体制を、専任特例監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(7) 人員の配置を示す計画書を作成し、契約を締結する前までに発注者に提出すること。

また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(8) 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(専任特例2号における専任特例監理技術者の配置等)

第3条 要領に規定する専任特例2号における専任特例監理技術者の配置を行う場

合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 専任特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (5) 専任特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (7) 専任特例監理技術者（専任特例2号）の配置に関する届出書を作成し、契約を締結する前までに発注者に提出すること。

（同一の専任特例監理技術者等が兼務できる工事）

第4条 同一の専任特例監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一の専任特例監理技術者等が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

（提出書類）

- 第5条** 受注者は、専任特例監理技術者等、連絡員及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。
- 2 受注者は、専任特例監理技術者等、連絡員及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書等に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第6条 川口市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例監理技術者等の配置を認めないものとする。

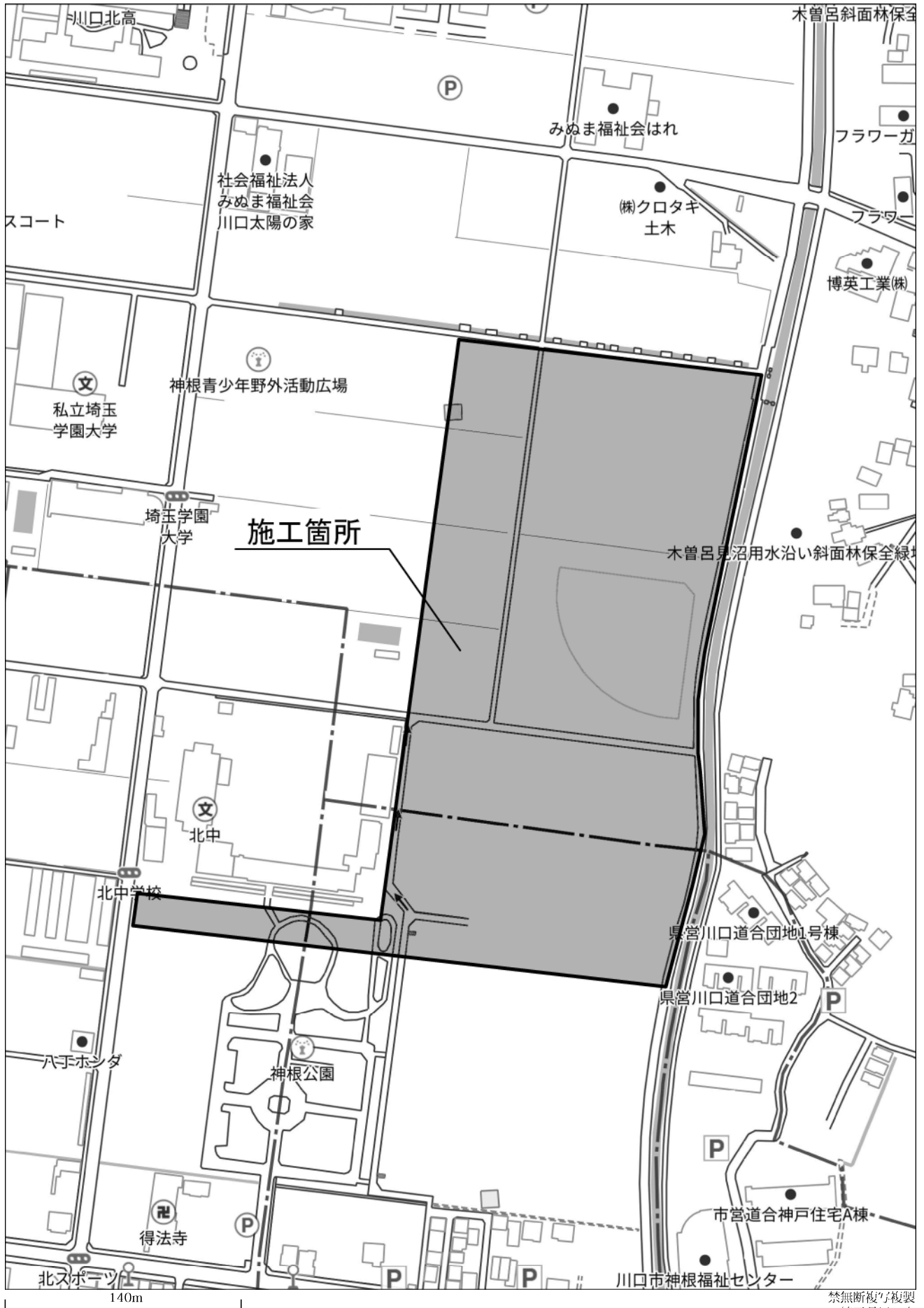
（CORINSへの登録）

第7条 本工事において、専任特例監理技術者等及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第8条 既に監理技術者等として配置されている工事について、監理技術者等が専任から兼務に変わり、連絡員又は監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

案内図



工 事 価 格

消費税等相当額

設 計 額

主 たる 工 種 : 公 園 工 事
施 工 地 域 区 分 : 市街地(DID補正)(1)-3
経 費 適 用 年 月 : 令 和 7 年 8 月
週 休 2 日 区 分 : 閉 所 型 月 単 位